

定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

- 「定額減税補足給付金(不足額給付)」とは、令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したことにより、以下の2つの場合(「Ⅰ」および「Ⅱ」)いずれかに該当し、令和6年度に実施した「定額減税補足給付金(調整給付金)」(以下当初調整給付)の額に不足が生じた場合に(令和7年1月1日時点で米原市に住所を有する方に対し)不足額を追加で給付するものです。
- 「Ⅰ」に該当する支給対象者には、米原市から「支給のお知らせ」または「支給確認書」を送付します。
- 「Ⅱ」に該当する方は、申請により給付金を受給できる場合があります。

※「Ⅰ」に該当するにもかかわらず、市からのお知らせ等が届かない方(令和6年1月2日以降に転入した方など)、または「Ⅱ」に該当する方は「申請書」の提出が必要です。申請内容を確認し、要件を満たしていることが確認できた場合に給付します。

Ⅰ「当初調整給付」(令和6年度)の支給額に不足が生じる方への給付

令和6年分所得税額等の確定に基づき再算定した「令和7年所要額①」と、令和6年度に実施した当初調整給付の支給額(「支給額②」)で不足額が生じた方に対し、その不足した額を支給します。

給付額

令和7年所要額①－支給額②(1万円未満の端数は、1万円単位で切り上げ)

給付対象となりうる具体例

- ☐ 令和6年中に子どもの出生等により、扶養人数が増えた方
- ☐ 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- ☐ 令和6年7月2日以降の税の更正(修正申告)により、令和6年度住民税所得割額が減少した方
- ☐ 令和5年は所得がなく、令和6年に所得がある方 など

注意事項

- ・ 定額減税前の令和6年分所得税額および令和6年度個人住民税所得割額が、ともに0円の方は、**対象外**です。
- ・ 所得税および個人住民税において既に4万円(納税者および控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき)の定額減税を受けている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、当初調整給付および定額減税補足給付金(不足額給付)の**対象外**です。
- ・ 「Ⅰ」に該当するにもかかわらず、市からのお知らせ等が届かない場合があります。その際は、裏面「『申請』が必要な場合」の案内に従って申請をしてください。

Ⅱ 申請(書類の提出が必要)により、給付要件を確認後、対象となる方への給付

給付要件 (次の要件をすべて満たす方)

- ① 令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割額のどちらも定額減税前税額が0円である
- ② 税制度上、「扶養親族」の対象外である(青色事業専従者、事業専従者(白色)または合計所得48万円超の方)
- ③ 低所得世帯向け給付(令和5年度および令和6年度に実施)の対象世帯の世帯主および世帯員に該当しない

給付額

原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

給付対象となりうる具体例

- ☐ 令和6年度個人住民税所得割額課税世帯に属している青色事業専従者、事業専従者(白色)の方
- ☐ 令和6年度個人住民税所得割額課税世帯に属している合計所得金額48万円超の方 など

手続きについて

「定額減税補足給付金（不足額給付）支給のお知らせ」が届いた場合

- **手続きは不要**です。
- 記載された口座に振り込みますが、振込口座を**変更**したい場合や受給を**拒否**する場合は、**令和7年9月19日（金）までに**問合せ先（定額減税補足給付金（不足額給付）窓口）へ電話で連絡してください。

「定額減税補足給付金（不足額給付）支給確認書」が届いた場合

支給確認書の内容を確認し、必要事項を記入した上で必要書類を添えて、返信用封筒にて、**令和7年10月31日（金）【当日消印有効】**までに返送してください。

必要書類

- ①本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険証、パスポート等いずれか1点）
- ②振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳またはキャッシュカードの写し

注意事項

- ・提出書類の受付後、おおむね**3週間程度**を目途に支給します（提出が集中する時期は遅れる場合があります）。
- ・提出書類に不備（添付書類の不足等）がある場合は、支給が遅れますのでご注意ください。
- ・期限までに提出されない場合は、支給できません。

「申請」が必要な場合

定額減税補足給付金（不足額給付）申請書と必要書類を、**令和7年10月31日（金）【当日消印有効】**までに、郵送もしくは定額減税補足給付金（不足額給付）窓口へご提出ください。

※期限までに提出されない場合は、支給できません。

送付先 〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地 米原市 税務課 定額減税補足給付金（不足額給付）窓口

必要書類

- ☐ 本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード（表面）、健康保険証、パスポート等のいずれか1点）
- ☐ 振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳またはキャッシュカードの写し

+

「Ⅰ」に該当する方

- ☐ 申請書（不足額給付Ⅰ転入者等）
- ☐ 調整給付金（当初調整給付分）支給確認書の写し、支給決定通知書等（支給要件に該当せず、当初調整給付を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料）
※転入者のみ
- ☐ 令和5年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し
※転入者のみ

「Ⅱ」に該当する方

- ☐ 申請書（不足額給付Ⅱ専従者・合計所得48万円超）
- ☐ 事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届出書の写し等
※青色事業専従者または事業専従者（白色）のみ
- ☐ 世帯全員の令和5年度および令和6年度個人住民税の課税（非課税）証明書の写し
※転入者のみ

問合せ先

米原市 税務課 定額減税補足給付金（不足額給付）窓口
（米原市役所 本庁舎 2 階）

TEL. 0749-53-5217

受付時間 午前 9 時 00 分～午後 4 時 45 分（土日祝を除く）



“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

自宅や職場などに国や都道府県、市の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（＃9110）にご連絡ください。